

年金時事通信12-010号 (作成日:2012年2月6日)

「妻が「3号被保険者」 年収900万円超世帯の7割以上」 2012年2月4日 朝日朝刊7面

「国民年金の『3号被保険者』制度をめくり、会社員の夫の年収が高いほど、妻が3号の適用を受けている割合が高いことがわかった。夫の年収が900万円以上の場合で、7割を超えた。政府の男女共同参画会議の有識者グループが調べた。」という記事である。この内容が奇怪なのは、「男女共同参画会議の有識者グループ」という主体である。政府の「男女共同参画会議」(<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/index-ka.html>)には、この調査報告は掲載されていない。よって、「有識者」が誰かも、はっきりしていない。この調査は、「2010年の国民生活基礎調査に基づく集計」で行ったようで、「妻が3号の割合は、夫の年収が900万円以上で73%だったのに対し、300万円以下では32%にとどまった」とされている。それで、この「調査」で「有識者」は、何を言いたいのか。それは、はっきりしている。つまりは、「3号制度による優遇は、金持ち世帯が中心だ。だから、3号制度を廃止して、専業主婦から年金保険料を取れ」というのであろう。執拗極まりない一方的な主張である。これが、「男女共同参画会議」の優先課題なのか。これら「有識者」は、相対的には恵まれた立場にあり、正社員として働いている連中であろう。さもなくば、こうした「調査」など行う暇もあるまい。そうして、連中は、所属する組織が非正規労働者を差別していることを、許容・黙認している存在なのである。「男女共同参画」で第一に考えるべきは、労働市場における男女差別の状況を改善し、社会的に残る性別分業の風土を変えることを目指すことであろう。自分達は払っている年金保険料を免れている専業主婦はけしからん、という悪意から発して何になるのか。それに、この調査ですら、夫の年収が300万円以下でも32%が専業主婦になっている。このケースは、恐らくは、育児や介護のための已む無き選択なのであろう。そうした専業主婦の中には、パート労働者として家計を支えざるを得ない女性も少なくないだろう。ならば、「有識者」が考えるべきは、そうした低賃金世帯への、育児や介護の支援の充実であり、社会保険料負担の軽減であるはずである。しかし、この「調査」は、そうした主張にはつながらない。連中の偏執的な「うっぷん」の解消にならないからである。わが国における男女共同参画の推進において、まことに不幸なことは、このような精神的に未熟な「有識者」が、推進主体に入り込み、理屈の立たない感情的な議論を繰り広げていることである。3号制度の合理的側面など、連中は、まったく聞く耳を持たない。2012年2月6日付日経夕刊9面「女性の活躍、広がる余地」では、アデコ会長のマーク・デュレイ氏が、「米国に住む友人で、妻は会社で仕事、夫は家事に専念する『専業主夫』という夫婦」を紹介し、「性別による役割など関係なく、お互いを尊重し、仲もとても良いこの夫婦」を見て、年齢や性別での役割分担は無意味と気づいた、と述べている。くだんの連中は、この「専業主夫」にも年金保険料を払え、と騒ぎ立てるのであろうか。共働きから自然にこうなった夫婦に、所得分割・年金分割で何故いけないのか。(以上)

年金数理人 久保 知行 (ご意見・ご質問は、kubonenkin@company.email.ne.jp まで)